

准看護師免許証の籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請について

○准看護師免許証記載事項の本籍地及び氏名に変更があった方は、30日以内に免許証書換への申請を行って下さい。

なお、愛知県外にお住まいの方は、住所地の都道府県庁にお問い合わせ下さい。

1. 申請場所

・就業している方…就業地を管轄する県保健所・保健分室または中核市保健所
※名古屋市の場合は愛知県保健医療局健康医務部医務課（県庁西庁舎3F）

・就業していない方…住所地を管轄する県保健所・保健分室または中核市保健所
※名古屋市の場合は愛知県保健医療局健康医務部医務課（県庁西庁舎3F）

2. 申請に必要な書類等

(1) 准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書(所定の様式…ダウンロード可)

(2) 変更事項を証する戸籍抄本又は謄本(発行日から6ヶ月以内のもの)

※日本国籍を持たない者は国籍記載のある住民票等(個人番号が記載されていないもの)
(「詳細は日本の国籍を持たない者の添付書類」を参照。)

注意事項

①数回にわたって変更がある場合は、除籍謄本等変更の内容が確認できるものを添付してください。

②戸籍の変更以後に戸籍が電算化されている場合は、過去の転籍等の履歴は電算化後の戸籍には記載されませんので、改製原戸籍(電算化前の戸籍抄(謄)本)を添付してください。

③複数の免許証を書き換える場合は、書き換える免許証の枚数分、戸籍が必要となります(除籍、改製原戸籍も同様です。)

④戸籍は必ず原本をお持ちください。コピーは使用できません。

また、謄本等でホチキス止めされているものを外されますと、使用できません。

⑤上記①～②に該当する方は、それぞれの添付書類(除籍謄本、改製原戸籍等)とともに、現在の戸籍抄(謄)本も必要です。

(3) 准看護師免許証

(4) 手数料

○愛知県知事免許の場合

3,700円分の愛知県証紙(申請場所で購入できます。)

○他都道府県知事免許の場合

各都道府県の指定する手数料分の普通為替または定額小為替もしくはオンライン納付(普通為替と定額小為替は郵便局で購入できます。)

※手数料と納付方法は都道府県によって異なるため、必ず免許証を発行した都道府県にお問い合わせください。

(5) 遅延理由書(所定の様式…ダウンロード可)

(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内を過ぎている場合のみ)

3. その他

- 変更の都度、書き換えの手続きを行っていない場合、必要な戸籍等が足りず、再度ご来庁していただく場合があります。